

社会福祉法人欣生会

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人欣生会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。また、評議員には定款第9条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2 役員、評議員の報酬の額は、別表1のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤・非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に10円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 5円未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 5円以上10円未満の端数については、これを10円に切り上げる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

本規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

本規程は、令和 5年 3月19日から施行し、令和5年1月9日に遡及して適用する。

別表1 (第3条関係)

区 分	報酬額	旅 費				
		車 賃	日 当 (1日につき)		宿泊料 (1日につき)	
			甲地方	乙地方	甲地方	乙地方
理事 (理事長)	月額 120,000 円	1 k mにつき 30 円	本会旅費規則を準用する。			
理事	日額 6,000 円					
監事						
評議員						

備考 日当及び宿泊料の欄中「甲地方」とは鹿児島県の地域を除く地域（外国を除く。）をいい、「乙地方」とは鹿児島県の地域をいう。ただし、甲地方で在勤地から片道150km未満の地域は、乙地方とみなす。